

練馬区国民保護計画（素案）の修正（案）

ページ	該当部分	修正内容	修正理由	備考
P 2 5	<p>第2編 平素からの備え</p> <p>第1章 組織・体制の整備</p> <p>第4 情報収集・提供の体制整備</p> <p>3 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備</p> <p>(1)安否情報収集のための体制整備</p> <p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>① 氏名</p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る）</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑦ 居所</p> <p>⑧ 負傷または疾病の状況</p> <p>⑨ 安否情報の提供に係る同意の有無</p> <p>⑩ ⑦および⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑥に加えて）</p> <p>⑪ 死亡の日時、場所および状況</p> <p>⑫ 遺体の所在</p>	<p>(1)安否情報収集のための体制整備</p> <p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>左記①～⑥中略</p> <p>⑦ <u>負傷または疾病の有無</u></p> <p>⑧ 負傷や疾病の状況</p> <p>⑨ <u>現在の居所</u></p> <p>⑩ <u>連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u></p> <p>⑪ <u>安否情報の提供に係る同意の有無等</u></p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑥、⑩に加えて）</p> <p>⑫ 死亡の日時、場所および状況</p> <p>⑬ <u>遺体の安置場所</u></p> <p>⑭ <u>安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無</u></p>	<p>安否情報の収集に関する総務省令の改正</p>	<p>都モデルの修正あり</p>

練馬区国民保護計画（素案）の修正（案）

ページ	該当部分	修正内容	修正理由	備考		
P 2 7	<p>第2編 平素からの備え</p> <p>第1章 組織・体制の整備</p> <p>第4 情報収集・提供の体制整備</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</p> <p>《防災無線等を活用した被災情報の収集・報告系統》</p>	<p>《防災無線等を活用した被災情報の収集・報告系統》</p> <p>図中の消防署と消防団の間の太線を削除 ※別添図表参照</p>	<p>誤植の訂正</p> <p>（消防団には行政無線は無いため）</p>			
P 4 8	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 練馬区国民保護対策本部の設置等</p> <p>1 区対策本部の設置</p> <p>(6)各部の専管事項</p>	<p>(6)各部の専管事項</p> <p>教育部の次に下記を追記</p> <table border="1" data-bbox="974 798 1702 1300"> <tr> <td data-bbox="974 798 1220 1300"> <p>消防署長が指定する消防吏員</p> </td> <td data-bbox="1220 798 1702 1300"> <p>(主な対応事項)</p> <p>消防機関の活動状況や被害の状況に関する報告</p> <p>国民保護措置の実施に関する本部長の補佐や技術的助言</p> <p>警察との情報交換および活動の役割分担に関する意見</p> <p>※消防機関における国民保護措置上の留意事項について（平成18年1月31日総務省消防庁通知）より転載</p> </td> </tr> </table>	<p>消防署長が指定する消防吏員</p>	<p>(主な対応事項)</p> <p>消防機関の活動状況や被害の状況に関する報告</p> <p>国民保護措置の実施に関する本部長の補佐や技術的助言</p> <p>警察との情報交換および活動の役割分担に関する意見</p> <p>※消防機関における国民保護措置上の留意事項について（平成18年1月31日総務省消防庁通知）より転載</p>	<p>対策本部員である消防吏員の主な対応事項の例示について、区内消防署からの追加記入の提案</p>	
<p>消防署長が指定する消防吏員</p>	<p>(主な対応事項)</p> <p>消防機関の活動状況や被害の状況に関する報告</p> <p>国民保護措置の実施に関する本部長の補佐や技術的助言</p> <p>警察との情報交換および活動の役割分担に関する意見</p> <p>※消防機関における国民保護措置上の留意事項について（平成18年1月31日総務省消防庁通知）より転載</p>					

練馬区国民保護計画（素案）の修正（案）

ページ	該当部分	修正内容	修正理由	備考
P 4 9	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 練馬区国民保護対策本部の設置等</p> <p>1 区対策本部の設置</p> <p>(7) 区市町村対策本部における広報等 略</p> <p>(8) 区市町村現地対策本部の設置 略</p>	<p>(7) 区対策本部における広報等 略</p> <p>(8) 区現地対策本部の設置 略</p>	市町村の文言を削除	
P 5 1	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 練馬区国民保護対策本部の設置等</p> <p>3 通信の確保</p> <p>(2) 情報通信手段の機能確認</p> <p>区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡します。</p>	<p>(2) 情報通信手段の機能確認</p> <p>区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡します。</p>	連絡系統を詳細に表現	都モデルの修正あり
P 5 1	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 練馬区国民保護対策本部の設置等</p> <p>4 特殊標章等の交付および管理</p> <p>区長は「赤十字標章等および特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させます。</p> <p>① 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者、区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</p> <p>② 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</p>	<p>4 特殊標章等の交付および管理</p> <p>同左</p> <p>① 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者</p> <p>② <u>区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者、および区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者（区長が水防管理者として実施する場合も含まれます。）</u></p>	法に合わせた区分の整理と水防管理者として実施する場合を補記	都モデルの修正あり

練馬区国民保護計画（素案）の修正（案）

ページ	該当部分	修正内容	修正理由	備考
P 7 6	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第7章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>区は、避難所等において、避難住民等から任意で情報を収集します。</p> <p>また、区内の一部地域から区内の他の地域への避難など、練馬区民が区内で避難住民となっている場合は、必要に応じて住民基本台帳、外国人登録原票等、平素から行政事務の円滑な遂行のために利用している情報を活用します。</p> <p>区は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めます。</p>	<p>(1) 安否情報の収集</p> <p>区は、<u>避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に従って情報を収集し、その際は安否情報省令様式第1号および第2号を使用します。</u></p> <p><u>ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集します。</u></p>	<p>安否情報の収集や提供に関する根拠法令の明示とその一部を引用して記載</p>	<p>都モデルの修正あり</p>
P 7 6	<p>(2) 安否情報収集の協力要請</p> <p>区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関ならびに医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意します。</p>	<p>(2) 安否情報収集の協力要請</p> <p>区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関ならびに医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、<u>安否情報の収集についての協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意します。</u></p>	<p>情報収集の協力を求める内容について明確化</p>	<p>都モデルの修正あり</p>
P 7 7	<p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>略</p>	<p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>略</p> <p>(2)に新たな項目を挿入</p>		

練馬区国民保護計画（素案）の修正（案）

ページ	該当部分	修正内容	修正理由	備考
P 7 7 続き		<p><u>(2)照会者の本人確認</u></p> <p>① 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、<u>照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において確認します。</u></p> <p>② 区は、<u>口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出、または提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行います。</u></p> <p><u>なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否情報省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行います。</u></p>	<p>(2)省令に基づく照会者の本人確認の項目の挿入により手続きについて詳細に記載（区民意見に同趣旨のものあり。）</p>	都モデルの修正あり
P 7 7 P 7 8	<p>(2) 安否情報の回答</p> <p>① 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有および整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否かおよび武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答します。</p> <p>(3) 個人の情報の保護への配慮</p>	<p><u>(3) 安否情報の回答</u></p> <p>① 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、<u>(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答します。</u></p> <p><u>(4) 個人の情報の保護への配慮</u></p>	<p>(2)の挿入に伴い重複を削除し表現を整理</p> <p>(2)の挿入に伴う修正</p>	都モデルの修正あり

練馬区国民保護計画（素案）の修正（案）

ページ	該当部分	修正内容	修正理由	備考
P 7 8	<p>4 日本赤十字社に対する協力</p> <p>区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。当該安否情報の提供に当たっても、3（2）、（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行います。</p>	<p>区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。当該安否情報の提供に当たっても、3（3）、（4）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行います。</p>	<p>前記3の項目番号の変更に伴う修正</p>	<p>都モデルの修正あり</p>
P 7 9	<p>第8章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 武力攻撃災害への対処</p> <p>2 武力攻撃災害の兆候の通報</p> <p>(1) 都知事への通知</p> <p>区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知します。</p>	<p>(1) 都知事への通知</p> <p>区長は、<u>火災・建造物の倒壊・動物の大量死など武力攻撃災害の兆候</u>を発見した者、東京消防庁職員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知します。</p>	<p>災害の兆候について例示列挙し解りやすくした（区民意見に同趣旨のものあり）</p>	

練馬区国民保護計画（素案）の修正（案）

ページ	該当部分	修正内容	修正理由	備考
P 8 6	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第8章 武力攻撃災害への対処 第3 生活関連等施設における災害への対処等 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除 (1)危険物質に関する措置命令 略</p>	<p>(1)危険物質に関する措置命令 略 以下を挿入 <u>(2) 警備の強化および危険物質等の管理状況報告</u> <u>区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。また、区長が実施する危険物質に関する措置に必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。</u></p>	<p>(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告を挿入し、より柔軟な対応がとれるようにするための修正</p>	<p>都モデルの修正あり</p>
P 9 0	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 被災情報の収集および報告 ①～② 略 ③ 区は、被災情報の収集に当たっては、都に対し電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告します。災害の状況により都に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告します。 ④ 区は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告します。 なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに、東京都国民保護計画に基づき都に報告します。 【被災情報の報告様式】様式は資料編を参照</p>	<p>①～② 略 ③ 区は、<u>収集した被災情報の第1報を</u>、都に対し<u>所定の報告様式を用いて</u>電子メール、FAX等により直ち報告します。災害の状況により都に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告します。 ④ 区は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について<u>所定の報告様式</u>に従い、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告します。 なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに、東京都国民保護計画に基づき都に報告します。 【被災情報の報告様式】様式は資料編を参照</p>	<p>報告の内容と方法について明確化</p>	<p>都モデルの修正あり</p>

練馬区国民保護計画（素案）の修正（案）

ページ	該当部分	修正内容	修正理由	備考
P 9 4	<p>第4篇 復旧等 第1章 応急の復旧 1 基本的考え方 (2) 通信機器の応急の復旧</p> <p>区は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、他の機器への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じます。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡します。</p>	<p>(2) 通信機器の応急の復旧</p> <p>区は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、他の機器への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じます。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省にその状況を連絡します。</p>	<p>連絡系統を詳細に表現</p>	<p>都モデルの修正あり</p>
P 100	<p>第5篇 大規模テロ等(緊急処理事態)への対処 第2章 通常時における情報収集</p> <div data-bbox="280 842 931 986" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行います。</p> </div>	<div data-bbox="1025 834 1715 978" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区は、常に火災・建造物の倒壊・動物の大量死などテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行います。</p> </div>	<p>災害の兆候について例示列挙し、解りやすくした。(区民意見に同趣旨のものあり)</p>	

練馬区国民保護計画（素案）の修正（案）

ページ	該当部分	修正内容	修正理由	備考
P 102	<p>第5篇 大規模テロ等(緊急対処事態)への対処</p> <p>第3章 発生時の対処</p> <p>3 区災害対策本部等による対応</p> <p>(3) 応急措置</p> <p>① 被災者の救援</p> <p>区は、都および必要に応じて派遣される東京DMAT※ (注・医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行います。この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量(率)計を携行または装着させる等、二次災害防止に努めます。※東京DMAT(災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team)は、ビル火災や列車事故などの現場に医師・看護師等が急行し、救命処置を実施するもので、全国初東京都に設立されました。</p>	<p>(3) 応急措置</p> <p>① 被災者の救援</p> <p>区は、都および必要に応じて派遣される東京DMAT※ (注・医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行います。この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量(率)計を携行または装着させる等、二次災害防止に努めます。※東京DMAT(災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team)は、ビル火災や列車事故などの現場に医師・看護師等が急行し、救命処置を実施するもので、全国初東京都に設立されました。</p>	<p>東京DMATの業務内容が未確定なため当面は削除</p>	<p>都モデルの修正あり</p>